

## 初任給特別措置の実施について提案を受ける！

1月18日、会社より「初任給特別措置の実施について」提案をされました。

目的：これからの会社の成長を担う人材を確保し、働きがいを高めていく観点から、実施する。

実施内容

(1) 支給範囲等

- ①初任給特別措置は、賃金規程（昭和62年4月人達第8号）第13条に規定する初任給表1又は初任給表2（以下「初任給表」という。の適用を受ける者に支給し、その額は月額とする。
- ②支給額は、次に定めるところとする。

支給期間	支給額
1年まで	8,000円
1年を超え、2年まで	6,000円
2年を超え、3年まで	4,000円
3年を超え、4年まで	2,000円

- ③支給期間の計算は、採用された日の属する月から1年とし、以後この例による。
- ④月の途中において、新たに支給し、又は支給しないことになった場合は、日割計算による。
- ⑤賃金規程第10章、第12章及び第13章における取扱いは、技能手当の取扱いと同様とする。ただし、退職前提退職を命ぜられた場合は、その者の初任給特別措置の額に、70/100を乗じて得た額を支給する。
- ⑥支給日は、当月の賃金支給日とする。

(2) その他

- ①令和2年4月1日から令和5年3月31日までに賃金規程第13条に規定する初任給表の定期用を受けて採用された者については、前号に定めるところにより、令和5年4月1日以降、初任給特別措置を支給する。
- ②会社が必要と認めた場合、前号にかかわらず、初任給特別措置を特に支給することがある。

※実施日 令和5年4月1日

◇今回の提案に対し、組合員・社員のみなさんからご意見をお寄せください。

**「JR連合ビジョン」の実践を通じて組合員に寄り添い、  
「会社と共に」から、社員と会社を守る労働組合を創造しよう！**